

所管部課	教育部 教育指導課	部長	石田 玲奈		
件名	東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則</li> <li>東大和市立学校職員服務規程</li> <li>東大和市立学校職員出勤簿整理規程</li> </ul>			
	部課機関	教育部教育指導課			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立学校に勤務する教職員に対して出退勤等管理システムを導入することに伴い、事案の決裁方式について所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>出退勤等管理システムで起案する事案については、当該事案の決裁責任者が決裁をした旨を電子的に表示し、記録する方式により行うことを新たに規定する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 総務課において審査済み。</p> <p>(2) 令和8年3月26日 令和8年第3回東大和市教育委員会定例会で承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正を伴う事務を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					